

# 心掛けよう！「日頃の備え」と「早めの避難」

## まずは危険な場所を確認しましょう

土砂災害のおそれのある範囲は、ハザードマップやインターネットで確認できます

### ■ハザードマップで調べよう

市町から配られる「土砂災害ハザードマップ」で、土砂災害警戒区域の範囲、情報伝達の方法、避難場所を確認しましょう。



### ■インターネットで調べよう

砂防課ウェブサイト、土砂災害警戒区域等の範囲を確認できます。



©2020 Google, ZENRIN

## 土砂災害警戒情報とは

大雨により土砂災害の危険性が高まったとき、県と静岡地方気象台が共同で発表する防災情報です

### ■土砂災害警戒情報が発表されると

テレビの速報テロップ、データ放送(Dボタン)、ラジオ、防災行政無線、サイボスレーダー等で報じられます。この情報が発表された地域は、早めの避難を心掛けましょう。

### ■大雨時は家の周りの危険度を確認しよう

大雨時に土砂災害の危険度が高まっている範囲を特定する情報を砂防課ウェブサイトで公開しています。



©2020 Google, ZENRIN

### サイボスレーダーを活用しよう

サイボスレーダーは、土砂災害警戒情報の他、天気予報や雨量・水位情報を確認できます。日頃から活用しましょう。



### ■QRコードより



## 避難方法を確認しましょう

いざというときに速やかに避難できるよう、避難の方法を確認しておきましょう

### ■避難行動の基本は？

- 市町が指定する避難場所への避難が原則
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの頑丈な建物に避難

指定避難場所は、市町のハザードマップ等で確認しておきましょう。



### ■大雨時や夜間で屋外への避難が危険な場合は？

- 屋内2階以上の崖から離れた部屋へ移動



### 注意！！

大雨の時や土砂災害の前兆現象※を確認した時は、危険な箇所へは近寄らず、速やかに避難してください。

※前兆現象とは、土砂災害の発生前にしばしば起こる山鳴りや小石が落ちてくる等の現象の事です。前兆現象についてはこちらで確認できます。

### ■QRコードより



## 静岡県 交通基盤部 河川砂防局 砂防課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL.054-221-3044 FAX.054-221-3564

電子メールのあて先 E-mail: sabo@pref.shizuoka.lg.jp

インターネットから 静岡県砂防課 検索

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/>

令和3年2月版

この印刷物は、7,000部作成し、1部あたりの印刷経費は4.9円です。印刷用の紙にリサイクルできます。

# 土砂災害から身を守り安全な地域づくりを目指して

〔土砂災害防止法〕による区域の指定



令和2年7月に発生した賀茂郡松崎町のがけ崩れ災害(下田土木事務所撮影)

## 土石流

山や谷(溪流)の土、石、木などが、大雨や長雨等による水と混じり合って、すごい勢い(およそ時速40~50km)で流れてくるものをいいます。地震や火山噴火などが原因で、発生することもあります。



## 地すべり

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、地下水の力によって持ち上げられた地面が、広い範囲にわたり徐々に動きだすものをいいます。地下水の状況によっては地震でも発生することがあります。



## がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

急傾斜地(傾斜の角度30度以上で高さが5m以上の地形)において、大雨や長雨などにより雨水が地面にしみこみ、緩んだ"がけ"が、とつぜん崩れ落ちるものをいいます。地震でも発生することがあります。



土砂災害に関する情報は県の土木事務所や市町までご連絡ください

### 土砂災害110番(土砂災害相談窓口)

砂防課	054-221-3044	静岡土木事務所	054-286-9321
下田土木事務所	0558-24-2112	島田土木事務所	0547-37-5272
熱海土木事務所	0557-82-9171	袋井土木事務所	0538-42-3216
沼津土木事務所	055-920-2212	浜松土木事務所	053-458-7266
富士土木事務所	0545-65-2794	市町の「土砂災害110番」もご利用ください	



こちらのコードから、砂防課にお電話できます。



# 区域を指定して、土砂災害から身を守るためにみんなで取り組んでいきます

## 基礎調査結果の公表

土砂災害防止法に基づき、基礎調査結果の公表をしています。

### 基礎調査とは

急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査です。

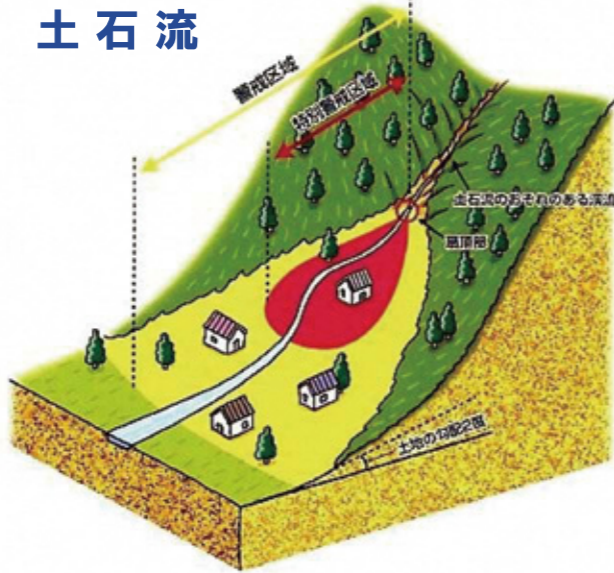
県では、土砂災害防止法に基づき、基礎調査を実施し、市町の意見聴取を行った上で、「警戒区域」「特別警戒区域」の指定を行っています。

平成27年1月に土砂災害防止法が改正され、区域の指定前に「基礎調査結果の公表」も行います。



土砂災害防止法では、崩壊した土石等によって、生活している方々の命や身体に危険がおよぶおそれのある場所を、危険性に応じて「警戒区域」と「特別警戒区域」に指定し、みなさんにお知らせしています。次の説明図のように「警戒区域」は黄色の区域、「特別警戒区域」は赤色の区域で示されます。

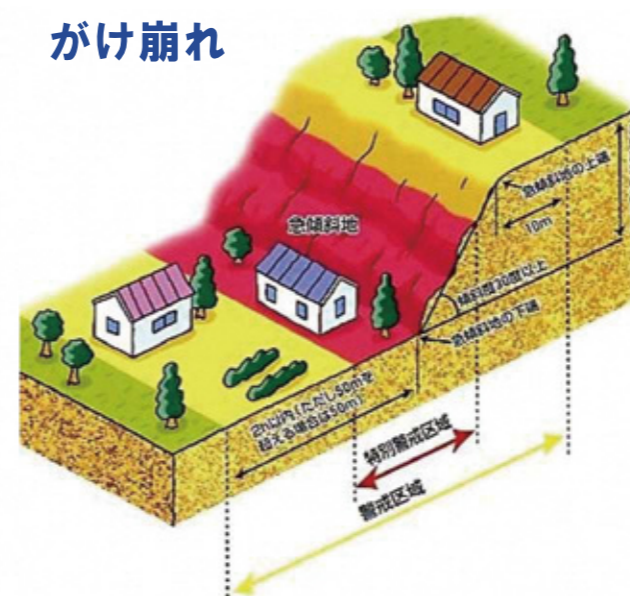
### 土石流



### 地すべり

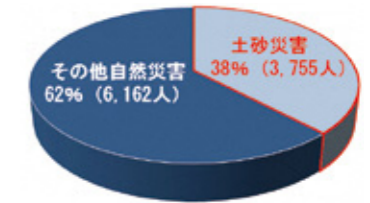


### がけ崩れ



## ● 自然災害による死者・行方不明者の割合 約38%は土砂災害

全国では、年平均1,000件以上の土砂災害がおきています。(昭和42年～平成30年)



(全国/消防庁、国土交通省調べ)  
※阪神・淡路大震災、東日本大震災における死者・行方不明者数を除く

## ● 土砂災害警戒区域等での開発・建築について

左図のような地形条件の土地では、現在、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されていない土地でも、将来的に区域に指定される可能性があります。

開発や建築を計画される場合、計画地における区域指定の見込み等について、最寄りの県土木事務所にお問い合わせください。

# 警戒区域

崩壊した土石等によって、被害を受けるおそれのある区域です。この区域では、土砂災害を防止するための**警戒避難体制が整備**されます。市町の地域防災計画に定められるとともに、警戒区域や避難所等を記載したハザードマップが関係者に配布されることになります。

## 土砂災害警戒情報等の気象情報や市町からの防災情報に注意しましょう。



大雨時は、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等の気象情報や市町からの防災情報に注意して、いざという場合に備えましょう。

## 避難路や避難場所を確認しておきましょう。



避難に備え、避難場所がどこにあるのか、安全にたどり着くにはどの道を通るのか等を普段から確認しておきましょう。

### 宅地建物取引における説明の義務

■宅地建物の取引業者は、宅地や建物の売買等にあたり、相手方に警戒区域にあることの説明が必要です。

### 要配慮者利用施設管理者等の避難確保計画の作成等の義務

■要配慮者利用施設の管理者等は（土砂災害が発生するおそれがある場合における）利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために、必要な事項を定めた計画を作成し、避難訓練を実施することが必要です。

# 特別警戒区域

崩壊した土石等によって、住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害が生ずるおそれがある区域です。この区域で開発しようしたり、住宅等の建築物を建築する場合などは、次のような許可や確認が必要になります。※「住宅等の建築物」とは、建築基準法第2条第4号に規定する居室を有する建築物です。

## 住宅の新築・改築には建築確認が必要です。

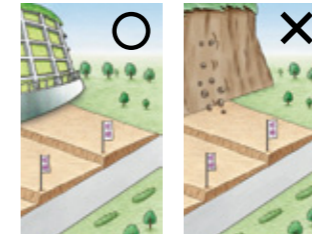


建築確認では、土石等が到達し、住宅に作用すると想定される力に対し、その構造が安全であるかどうかの審査がされます。

### 宅地建物取引における説明の義務

■特定開発では、県の許可後でなければ、住宅の広告や売買の契約を結ぶことができません。  
■宅地建物の取引業者は、宅地や建物の売買にあたり、相手方に以下の説明が必要です。  
○特別警戒区域にあること  
○特定開発行為の許可について

## 特定開発行為には県の許可が必要です。



特定開発行為とは、次のような用途の建築物を建てるための行為をいいます。

- ・自己用以外の住宅  
(住宅分譲、マンション、社員住宅)
- ・要配慮者利用施設  
(幼稚園、老人ホーム、病院など)

特定開発行為を行う場合には、あらかじめ県の許可を受ける必要があります。上記建築物の敷地に土石等が流入しないような対策工事の計画を申請し、工事完了の確認により、特別警戒区域の範囲を見直します。

### 特別警戒区域からの移転に対する支援

■がけ地近接等危険住宅移転事業  
特別警戒区域から移転し、代替住宅を建設する場合、その費用の一部(限度額あり)が補助されます。

- 危険住宅の除去等に要する経費の一部
- 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費を金融機関から借り入れた場合の利子の一部

※当制度に関するお問い合わせは、「くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課」までお願いします。054-221-3292

### 住宅金融支援機構による資金の融資

移転勧告を受け、代替住宅の建設、土地を取得する場合、融資が受けられます。

※土石等により、著しい損害が生じるおそれのある住宅に対し、県が移転等の勧告を行う場合があります。